

陳 情 回 答 緯

(陳情第2号～第15号)

令和3年第1回 市議會委員會審査分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	2号 行政にかかる諸問題について	1
陳情第	3号 行政にかかる諸問題について	21
陳情第	4号 行政にかかる諸問題について	25
陳情第	5号 禁煙支援施策について	45
陳情第	6号 感染症対策について	47
陳情第	7号 公共交通について	49
陳情第	8号 教育環境の整備について	51
陳情第	9号 障害児施策の充実について	53
陳情第	10号 公立幼稚園について	55
陳情第	11号 少人数学級について	57
陳情第	12号 放課後施策について	59
陳情第	13号 放課後施策について	61
陳情第	14号 放課後施策について	63
陳情第	15号 放課後施策について	67

番 号	陳情第2号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3月24日

(審査結果)

第6項

「広報さかい」におきましては「議会のうごき」としまして、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ多く掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。

なお、ご要望の別だてでの「議会だより」の発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあり、現在のところ、行っておりません。

今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどをとおして、議会情報をより分かりやすくお伝えするよう努めてまいります。

番 号	陳情第2号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（政策企画部）						
<p>本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を發揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しています。</p> <p>今後とも、本市が持続的に発展できる市民参画、市民協働による取組を進めています。</p>						
第8項（広報戦略部市政情報課）						
<p>市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。また、各局区においても様々な手法で市民の声をお聴きしているところです。対話の場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底した上で、引き続き、より効果的な方法等を検討してまいります。</p>						
第9項（広報戦略部市政情報課）						
<p>本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて個人情報を取り扱う施設の実地調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう対応を行っています。</p> <p>また、受託事業者は、本市の承諾の上、業務の一部を再委託したとき、その契約内容を速やかに書面で本市へ報告し、再委託先には受託事業者と同様に個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、必要な教育及び研修の義務を負わせたうえで、その遵守を監督し、個人情報に係る事故防止に努めています。</p>						
第10項（広報戦略部広報課）						
<p>「広報さかい」の紙面については、今年度策定した広報戦略に基づき、堺市の変化や魅力をより伝えられる媒体として再構成するなど、引き続き内容の充実を図ってまいります。</p> <p>集合住宅への配布方法は、令和2年4月号まで、オートロックの有無などによりドアポストへの投函と集合ポストへの投函とが混在していましたが、公平を期するため、令和2年5月号から集合ポストへの配布に統一しました。</p> <p>また、市内の全世帯・全事業所に短期間で宅配を完了させる必要があるなか、配布方法が混在していると配布漏れなど誤配布が生じる原因となるため、配布方法を集合ポストに統一することで誤配布リスクの低減を図りました。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局商工労働部産業政策課） （建築都市局都市再生部臨海整備課）						
カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、現在、国において基本方針が示されています。						
大阪府・大阪市においては、令和元年11月に実施方針案を策定・公表しましたが、本市はIR誘致には関わっていません。						
なお、大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部は、大阪府及び大阪市、堺市が連携して、大阪ベイエリアの将来像や整備の方向性等についてとりまとめるため設置したものであり、ベイエリアの魅力を高めるため、より広域的な視点から議論できると考えています。						
第12項（政策企画部）						
本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。						

番 号	陳情第2号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第13項（行政部総務課） 自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるとときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されており、これに基づいて、令和2年2月に防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出依頼がありました。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものです。			

番 号	陳情第2号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第14項（税務部税制課） 消費税率（国・地方）引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率10%への引上げによる增收によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型への社会保障制度改革が進んでいます。 以上のような趣旨を踏まえると、本市から国に意見を申し入れるべきではないと考えております。			

番 号	陳情第2号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第15項（選挙管理委員会事務局）						
<p>選挙は、国民の参政権を具体的に行使する重要な基本的な機会であります。</p> <p>開票事務が適正に行えるよう事務手順を改善し、事務従事者への説明会・打ち合わせ会等の場を通じて、指示・指導の徹底を行い、適正な管理執行に取り組みます。</p> <p>また病院や老人ホームなどその施設内で不在者投票のできる施設（不在者投票施設）の指定は、不在者投票に必要な設備や人員を備え、大阪府選挙管理委員会が当該指定をすることに同意した施設が受けることが出来るものです。このため、すべての施設が指定を受けられるものではありませんが、病院、施設に入所中の方等の選挙権行使を容易にするために、既存の施設に対しても勧奨していきます。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（危機管理室危機管理課・防災課）						
<p>本市では、風水害時の避難所として108箇所、地震時の避難所として堺市立体育館を含め161箇所（風水害時の108箇所を含む）の避難所を指定しております。</p> <p>コロナ禍においては、災害や避難状況に応じ、例えば、風水害時においても地震時の避難所を開設するほか、指定避難所以外の約80箇所の公共施設や、堺ホテル協会の協力により同協会加盟ホテルを順次開設していくなど、避難スペースの確保にも取り組んでいます。</p> <p>また自治会等が管理運営を行っている自治会館などについては、本市では「指定避難所を補完する臨時受入施設」として位置付け、同施設に対する耐震化対策工事への補助事業などの取り組みを行っており、大規模災害時における避難者の受入確保に取り組んでいます。</p> <p>なお、追加で開設する約80箇所の公共施設は、図書館や文化ホール等の施設を予め設定しており、災害の規模や避難所の混雑状況に応じて順に開設していくことを想定しています。よって、事前に公表する予定はありません。ご理解をお願いします。</p> <p>自然災害等を原因とする大規模停電時については、送配電事業者から自治体への情報提供、市民への情報発信の方法などについて、送配電事業者と継続的に協議を実施しており、本市の重要拠点（本庁、出先機関、避難所、医療機関など）の施設情報を事前に提供し、早期に復旧作業を実施できる体制を構築しています。</p> <p>また、避難所における停電対策として、令和2年に自動車販売会社と災害協定を締結し、電気自動車などを移動式の電源車として活用する仕組みを整備しています。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>区民の行政への参画の仕組みとして設置した区民評議会については、その答申を踏まえ課題解決や魅力向上に資する事業を実施してきました。</p> <p>また、区民評議会での議論を一層深めるため、区民評議会が、区と協議し実施する調査などに対しても支援を行うほか、区民評議会の活動を多くの市民に知っていただくため、会議録を含め活動内容等をホームページなどで公表しています。</p> <p>区民評議会については、令和元年度に総括を行い、課題を踏まえて、区民評議会に代わる新しい制度として、区民の参画と区長の政策立案を支える仕組みである「区政策会議」の創設に向けて取り組んでいます。</p> <p>今後も、区民の参画を促し、区民との協働により、区の特色に応じた取組を推進できるよう努めます。</p>						
第18項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>本市では、相談種別にもよりますが、区役所以外にも相談窓口を設けているものや、お住まいの区以外の区役所でもご相談が可能となっているものもあります。</p> <p>今後も、市民ニーズを踏まえながら、ICTの活用も含めた市民の利便性向上に向け、取組を進めます。</p>						
第19項（男女共同参画推進部生涯学習課）						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。</p> <p>公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。</p>						
第20項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）						
<p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますのでご理解を願います。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第21項（人権部人権推進課）						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帶して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えています。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めていきます。</p>						
第22項（人権部人権推進課）						
<p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国權の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>医療機関への財政支援については、独立行政法人福祉医療機構が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設向けの優遇融資を実施しており、医師会等を通じて、周知を図っています。</p> <p>なお、感染症拡大により減収などの影響を受けた市内の事業者全般に対しては、国、府及び市の支援情報をホームページ等で発信するとともに、金融支援策等による事業継続支援に努めています。</p> <p>保健所では正規職員、応援職員の配置を増やし、体制の強化を行っています。また、人材派遣や業務委託などを活用し、業務効率化を図るなど、保健所の機能強化を進めています。</p> <p>本市では、新型コロナワクチンの実用化を見据え、令和2年12月1日付けて保健所感染症対策課内に新型コロナワクチンに関する接種・調整チームを新設しました。</p> <p>なお、現時点で国から示されている「ワクチンの接種時期」や「接種の流れ」については、広報さかい2月号などでお知らせしましたが、今後、国内でワクチンの供給体制が整った際には迅速かつ適切に、また市民の皆様に安心して接種していただけるよう、準備を進めているところです。</p>						
第24項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和3年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応しています。</p>						
第25項（生活福祉部医療年金課）						
<p>国では、社会保障制度の持続可能性を確保し、世代間の公平性を図るため、医療の給付と負担の在り方についての検討を行った結果、後期高齢者医療制度の2割負担導入については令和2年12月15日に閣議決定されました。</p> <p>本市といたしましては、今後、後期高齢者医療制度の2割負担導入により後期高齢者の必要な受診が抑制される事態が生じないように、国に対し必要な措置を講じるよう要望を行っていきます。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第26項（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課）						
<p>難聴の自覚や変化の気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、地域包括支援センター等による健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することにより、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発を取り組んでいます。</p> <p>また、今年度に、話し手の声を加齢性難聴の方でも聞き取りやすい音質に変換するスピーカーを活用した、「聴こえ」に関する実証プロジェクトを実施し、その検証結果をもとに、加齢性難聴に対する社会の理解の促進や、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はありませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて調査・研究を行っていきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、ご指摘の5政令市と同様に、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第27項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）						
本年4月から12月までの本市のDV相談者数は1,232人で、前年の同時期と比較すると17%程度増加しています。						
本市では、堺市配偶者暴力相談支援センターの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応するとともに、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行うほか、緊急対応が必要な場合は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護を行っています。						
今後も、一人でも多くの被害者が相談・支援につながるように相談窓口の周知啓発と被害者の安全確保に努めます。						

番 号	陳情第2号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第28項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課） 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。 コロナ禍による休業・雇止めに対する支援に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響等により離職を余儀なくされた求職者を対象とした「再就職支援プログラム」において、座学講座や職場見学を実施し、また、当プログラムを通じて採用を決定した企業に対して雇用支援金を支払うことにより、求職者の再就職を支援しています。 また、市内中小企業等が、就職情報サイトに求人情報を掲載する際に必要な経費の一部を助成する「堺市求人情報発信支援事業」を実施し、市内中小企業等の人材確保と求職者の市内就職の促進を支援しています。 さらに、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアプランク解消の支援などに取り組んでいます。 今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組みます。						

番 号	陳情第2号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第29項（交通部公共交通課）（建設局自転車まちづくり部自転車環境整備課・自転車対策事務所）						
<p>本市では、市内の高齢者を対象としたおでかけ応援バスの実施や、すべての人が乗り降りしやすいノンステップバスへの導入補助など、バスの利用促進や利便性向上を進めています。</p> <p>また、鉄道、路線バス、阪堺電車に加えて、既存の公共交通を利用しにくい地域の移動手段の確保を目的に堺市乗合タクシーを運行することにより、人口割合で約97%の市民の方が公共交通をご利用いただける環境となっています。</p> <p>今後とも事業者と連携して、より良い市民の移動手段の維持確保に努めていきます。</p> <p>また、自転車利用は、新しい生活様式の移動ツールとして、有効かつ重要であると認識しています。</p> <p>自転車通行環境の整備については、自転車利用者の多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を抽出し、平成27年度から令和4年度までに整備する路線「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」を策定し、令和元年度末で34.5kmを整備しております。</p> <p>自転車等駐車場の整備については、今後も施設改修の際などに、利用者ニーズを把握しつつ、利便性向上を図りながら、利用者の方に安全で安心してご利用いただけるよう取り組んでいきます。</p>						
第30項（住宅部住宅まちづくり課・住宅管理課・住宅改良課・大仙西地区整備室）						
<p>令和2年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用先からの解雇などで住居の退去を余儀なくされる方を対象に、市営住宅の一時的な提供を行っています。</p> <p>また、高齢者等が安全・安心に暮らせるよう、市営住宅の建替事業や改善事業により、スロープやエレベーターの設置、住戸内の段差解消や手摺の設置等、バリアフリー化を推進しています。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第31項（交通部公共交通課）						
<p>路線バスの便数について、バス事業者に確認したところ、「バスの運行本数については、収入と運行に係る費用を慎重に見極めて、各路線のご利用実態に合わせる形で運行本数を決定しております。また、コロナ禍においてお客様が大幅に減少しており、当社を取り巻く環境が厳しさを増す状況において、増便等については、需要を慎重に見極める必要がございます。今回のご要望については、貴重なご意見として賜ります。」とのことです。</p> <p>車内の換気については、「基本的に運転席横窓や客席窓など複数個所を開けることにより車内換気を実施しております。路線バスでは、乗降ドアの開閉でも換気が行われており、安心してご乗車頂けるものと考えております。」とのことです。</p> <p>市としましては、停留所の上屋やベンチなどのバス待ち環境改善など、バス事業者と連携を図り、より良い市民の移動手段の維持確保に努めています。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第32項（経営企画室） 《水道民営化について》 <p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p> 《料金の引き下げについて》 <p>水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組みにより、平成29年10月から基本使用料を引き下げたところです。</p> <p>今後の水道・下水道事業の経営上の課題として、水道事業は大阪広域水道企業団から水を購入するための受水費が支出の大半を占めるため、費用削減の効果が発現しにくい構造にあります。また、下水道事業では、過去に集中的に整備した際に借りた企業債償還金の負担が今後も下水道事業会計を圧迫する状況が続きます。</p> <p>このように、水道・下水道事業とも、今後は経営の厳しさを増すことが想定されるため、経営基盤の強化策として、未利用地の有効活用等の新たな収益の確保、広域化・公民連携による新たな運営形態の検討、ＩＣＴの活用などを一層推進し、将来にわたり持続可能な体制を構築します。</p>			

番 号	陳情第2号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第33項（学校教育部学校指導課・中央図書館総務課）						
<p>本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備を図るとともに、図書資料費に係る予算の充実に努めています。また本市では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第32条に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。</p> <p>なお、司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、計画的な採用と育成、適切な職員配置が重要であると認識しています。令和2年度から実施された会計年度任用職員制度を活用しながら、さらに質の高いサービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有を推進していきます。</p> <p>また、学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であると認識しております。平成29年度から中学校では2校に1人、令和2年4月から小学校では4校に1人、会計年度任用職員の学校司書を配置しています。</p> <p>学校図書館にかかる人材確保や人材育成を図るなど、学校図書館の充実に努めます。</p>						
第34項（学校管理部保健給食課）						
<p>学校給食における米飯回数については、平成26年度から週3回に増やしています。また、国産小麦については、収穫量も十分でなく、給食で使用する量を賄うのは困難な状況であるため、輸入小麦を使用しています。</p> <p>現在、小学校と支援学校の給食調理場の配膳室と食品庫に空調整備をすすめており、労働環境の改善と衛生管理の向上を図っています。今後、夏季休業短縮期間に学校給食を実施する場合は、献立の工夫も行い、調理従事者の作業面への配慮と食中毒防止対策の強化を図りながら、安全・安心な完全給食が実施できるよう努めます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、市立小学校及び支援学校の令和2年8月から10月までの学校給食費については無償化を行いました。</p> <p>なお、学校給食に要する経費の内、食材料費については学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしていますので、ご理解ください。</p>						
第35項（総務部学務課）						
<p>就学援助につきましては、厳しい財政状況が予想される中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しているところですので、ご理解のほどお願いいたします。また、令和2年度には郵送による申請を実施しました。</p> <p>中学校給食費への就学援助の適用については、全員喫食制の中学校給食の導入と併せて、検討していきます。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第36項（学校管理部学校給食改革室）						
<p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」において調理方式についての意見を踏まえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在実施のPFI導入可能性調査の結果を踏まえ、給食センターの整備に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組みます。</p>						
第37項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部施設課）						
<p>本市では現在、小学校において「少人数学級編制加配教員」及び「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校2年において35人以下、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p>						
<p>少人数学級実現のためには、教員の確保や、教室の確保など、様々な課題があると認識しており、国の動向を注視しながら本市の状況に則して検討していきます。また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望していきます。</p>						
第38項（学校教育部学校指導課・生徒指導課・教育センター能力開発課）						
<p>大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）は、小学5、6年生を対象に府内の子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析をもとに学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に実施されるものです。</p>						
<p>本市においては児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かすとともに、学校においては指導の改善・充実に役立てることができると考えております。</p>						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しています。</p>						
<p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果を分析・検証し、学力向上に向け、授業改善等に取り組んでいます。</p>						
第39項（学校教育部学校指導課）						
<p>学校図書館が読書センター・学習センター・情報センターの機能を果たすことができるよう、学校司書・学校図書館サポーター等の人的支援を行うことで環境を整備し、学校図書館の充実を進めます。</p>						

番 号	陳情第2号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第40項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づき実施しています。						
活動場所については、専用教室の他、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保するとともに、必要な人員の配置については、条例に基づき、必要数を配置しています。						
また、施設整備については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。						
運営事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。						
なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、これまでの事業運営も活かすことができるようになっています。						

番 号	陳情第3号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（政策企画部）						
<p>本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。</p> <p>また、「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例」は、大阪の成長及び発展を支えるため、将来にわたって大阪府と大阪市の一体的な行政運営を推進することに關し、必要な事項を定めるものとして大阪府と大阪市で議論されているものであり、本市としましては、その動向を注視していきます。</p>						

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、保健所では正規職員、応援職員の配置を増やし、体制の強化を行っています。また、人材派遣や業務委託などを活用し、業務効率化を図るなど、保健所の機能強化を進めています。</p> <p>今後も感染状況を注視しつつ、あらゆる手段を活用して、新型コロナ関連の様々な業務に即応していくとともに、市民の皆様の安心につながるよう、保健所の体制を整えていきます。</p> <p>なお、本市では、地域保健法に基づき、地域保健における広域的、専門的技術的拠点である保健所と、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点である各保健センターとの連携体制により、効率的かつ効果的に市民の健康の保持増進を図っています。</p>						
第4項（長寿社会部介護事業者課・健康部保健所感染症対策課）						
<p>医療機関への財政支援については、独立行政法人福祉医療機構が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設向けの優遇融資を実施しており、医師会等を通じて、周知を図っています。</p> <p>なお、感染症拡大により減収などの影響を受けた市内の事業者全般に対しては、国、府及び市の支援情報をホームページ等で発信するとともに、金融支援策等による事業継続支援に努めています。</p> <p>感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスにおいて、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があると考えています。</p> <p>介護事業所や障害福祉サービス事業所への衛生用品等の支援としては、感染拡大の防止やサービス提供の継続のため、マスク、手指消毒用エタノールを配布するとともに、クラスターなどの緊急時に備え、市備蓄分としてフェイスシールドや防護服等を確保しています。</p> <p>さらに、利用者の自粛等により給付費収入が減少した介護・障害者・障害児の通所サービス事業所や訪問系サービス等を実施する事業所を対象に、事業継続のための支援金を支給しています。</p> <p>そのほか、介護施設や障害者支援施設等で感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、介護施設に対しては簡易陰圧装置、換気設備の設置及び多床室の個室化に係る経費、障害者支援施設等に対しては簡易陰圧装置の設置に係る経費について補助を行っています。</p> <p>また、新型コロナウイルスに感染した利用者や職員がおられる事業所や濃厚接触者に対応した事業所、通所系サービスで自主的に訪問等サービスを提供した事業所、自主的に休業した事業所との連携に係るかかり増し経費における助成事業である介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業を行っています。</p> <p>なお、大阪府において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、介護事業所等が、感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要となる物品や研修等に係るかかり増し費用に対する支援を行っています。</p>						

番 号	陳情第3号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>本市といたしましては、限られた医療・検査資源を効果的に投入し、症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>なお、本市のPCR検査等の実施体制については、これまでの帰国者・接触者外来の増設に加え、新たに地域外来・検査センターを設置し、さらに堺市医師会や医療機関の協力のもと設置した発熱外来において検査実施体制を確保しています。</p> <p>今後も、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視していくますので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第3号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>令和3年度から予定していた市独自の第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、新型コロナウイルス感染症の影響等による市の財政状況を踏まえ、実施を延期することしましたが、子育て世帯への支援は、重要な課題であることから、代替施策等の実施について、検討を行いました。</p> <p>その結果、極めて厳しい財政状況ではありますが、特に経済的な負担が厳しい子育て世帯への支援を行うため、令和3年度における暫定措置として、年収380万円未満相当世帯の第2子の0歳児から2歳児については、保育料無償化を実施したいと考えています。</p>						

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3月24日

(審査結果)

第1項

本市議会では、政務活動費の使途の透明性を確保するために、収支報告書や会計帳簿の写し、支出に係る領収書の写し、その他証拠書類の写しなどの提出を義務付けております。これら提出された書類についてはどなたでも閲覧できるよう、堺市議会ホームページや堺市役所市政情報センターにおいて公開しております。

今後も必要に応じて、議会力向上会議で協議をするなど、政務活動費の適正な運用に努めてまいります。

第2項

本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行ってきましたが、令和3年1月26日に、当委員会委員長から議長に対し、調査報告書が提出されました。当該調査は、2月17日開催の本会議において、調査報告書のとおり全会一致で可決しており、現在、本市議会のホームページに掲載していますので、どなたでも内容をご覧いただくことができます。なお、調査報告書は数百ページに及ぶため、広報さかいへの掲載は予定しておりません。ご理解のほどよろしくお願いします。

また、当委員会における議論等の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また本市議会ホームページからも会議録及びインターネット中継（録画映像）でご覧いただくこともできます。

番 号	陳情第4号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（政策企画部）						
<p>令和3年度からスタートする堺市SDGs未来都市計画は、国際社会の普遍的目標であるSDGsに堺市として貢献する視点に立ち、17のゴールと169のターゲットを全て確認し、一つ一つのターゲットに対して取組の検討を行い、「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」を将来像に掲げる新たな計画として策定しました。</p> <p>本計画の推進にあたっては、市長を本部長とし、各局・区長を本部員とする堺市SDGs未来都市推進本部において、すべての部局が横断的に連携し、多岐に渡るSDGsのゴール達成に向けた取組を総合的に推進します。また、来年度においては、SDGs推進プラットフォームを新たに構築し、企業や団体など様々な主体に対しSDGsの意義の浸透や本計画の共有を図り、各主体の連携や自律的取組を促進することにより、本計画の一層の推進を図ります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	I C Tイノベーション推進室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（I C Tイノベーション推進室）						
<p>本市では、昨年8月に「I C Tを積極的に活用し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図る」ことを目標とした「堺市I C T戦略」を策定し、これに基づく取組を進めています。引き続き、I C Tの活用を推進し、市民が利便性を実感できるよう取り組みます。</p>						
第5項（I C Tイノベーション推進室）						
<p>来庁時申請方式による申請受付のほか、出張申請や申請サポートなど申請受付の方法を拡充するため、(仮称) マイナンバーカード普及促進センターを設け、デジタル社会の基盤として今後の活用範囲拡大が見込まれているマイナンバーカードの更なる普及を促進します。あわせて、行政手続きのオンライン化の推進などにより、マイナンバーカードの活用機会の拡大にも取り組みます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（行政部行政経営課）						
<p>市の行政運営における民間活力の導入については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減や、住民サービスの向上を図ることを目的としており、市としては、これらの効果が見込める場合については、適切に導入を進めています。</p> <p>今後とも、公の責任を果たしつつ、民間にできることは民間に任せ、効果的で効率的な行政運営を推進してまいります。</p>						
第7項（人事部労務課）						
<p>地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>						
第8項（人事部人事課・労務課）						
<p>本市では、感染拡大防止と職員の安全確保の観点から市職員を対象として、職員と市民、職員同士の接触の機会を減らす新しい仕事のスタイルとして、「職員の健康管理」「職場の環境整備」「接触機会を減らす仕事のスタイル」「ＩＣＴを活用した仕事の見直し」の4つを柱とする「堺スタイルの働き方」を提唱・実践しています。</p> <p>加えて、全庁に対して、手洗いの実施やマスク着用の徹底、執務室のこまめな換気、「3つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が濃厚に重なる場への外出を避けること、感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）に留意する通知をするなど、取組の徹底を図っています。</p> <p>今後も、引き続き「堺スタイルの働き方」の一層の浸透・定着を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（財政部財政課）（市長公室政策企画部）（産業振興局商工労働部イノベーション投資促進室）						
<p>堺市では、「堺市イノベーション投資促進条例」により、市内の工業適地における工場・研究所の立地や都市拠点におけるオフィスの立地に対して、固定資産税等を軽減する制度を実施しています。また、中小製造業が行う成長産業分野の工場や研究所等の投資に対する経費補助や、都市拠点における事務所開設に対する賃料補助などの補助制度も実施しています。</p> <p>これらの企業立地促進事業を実施することにより堺市内へ企業投資を誘導することで、地域経済を活性化し、雇用の拡大や税源涵養に取り組みます。</p> <p>さらに、令和3年度当初予算を編成するにあたり、3つの重点施策に注力しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症対策 2. セーフティネットを守り、地域経済を支える 3. 将来の税源涵養に繋がる投資の呼び込み <p>「3. 将来の税源涵養に繋がる投資の呼び込み」として、都心エリア全体の活性化に向けた新たな交通システムの導入検討やカーボンゼロに繋がる革新的技術に関する投資に対しての補助などに取り組み、税収の確保に努めます。</p>						
第10項（財政部財政課）						
<p>令和3年度当初予算案は、令和3年2月8日に市長が記者会見を行い、同時に市ホームページで公表しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算については、既に予算が措置されている一般会計補正予算第1号から第12号までの事業費総額は1,005億円であり、市民一人当たりの予算額は、12万1,000円となります。</p> <p>加えて、先日、国の第三次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正が行われました。当該交付金は令和3年度に実施する新型コロナウイルス感染症対策に活用できるものとされています。令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に注力します。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（財政部財政課）（総務局行政部行政経営課）						
<p>令和3年度当初予算における新型コロナウイルス感染症対策は、ワクチン接種体制の整備や検査・相談体制の確保に係る予算を計上しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に注力します。</p> <p>また、令和3年度当初予算の編成にあわせて、財政収支見通しを更新しました。今年度実施した事業見直しによって歳出の削減を図ったものの、今後は、毎年度30億円から50億円程度の収支不足が見込まれており、各年度の収支不足を基金で賄うと、令和12年度には基金が枯渇する見込みです。こうした厳しい財政状況を改善するため、「堺市財政危機宣言」を発出し、抜本的な改革を集中的に実施し、基金依存から脱却する「真に健全な財政」を実現します。</p>						
第12項（財政部財政課）（市長公室政策企画部）						
<p>新型コロナウイルスワクチン接種や検査・相談体制の確保を図るとともに、地方創生臨時交付金を活用し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に注力します。</p> <p>2021年度以降の5年間に本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる堺市基本計画2025を2021年3月末に策定する予定です。本計画（案）では、5年間に重点的に取り組む5つの重点戦略を設定しており、そのなかで、すべての人が心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう健康福祉の充実を図る戦略「人生100年時代の健康福祉」と、子どもを安心して生み育て、より良い教育を受けられる環境を作る戦略「将来に希望が持てる子育て・教育」を設定しています。</p> <p>今後、本計画に基づき、住民サービスの向上に取り組んでいきます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（危機管理室危機管理課・防災課）（健康部保健所感染症対策課）						
<p>本市では、新型コロナウイルス感染症の感染動向や注意喚起、感染防止への協力やお願いの呼びかけ、各種支援策などに関する情報を、広報さかいや防災行政無線屋外スピーカー、広報車、堺市ホームページ、SNS（堺市公式LINEや堺市危機管理ツイッター）など様々な媒体を活用のうえ、正確かつ効果的に発信し、市民の皆様が混乱に陥ることのないよう情報提供・啓発を行っています。緊急事態宣言期間中には、緊急事態措置コールセンターを設置し、緊急事態措置に関する堺市の対応や、各種支援策・関係機関・窓口の確認などの問い合わせに丁寧に対応しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、自宅で療養することを希望される方への対策として、日常生活をしながら療養することへの不安や負担を軽減するとともに、買い物のための外出による感染拡大を防止するため、食料品や日用品を詰め合わせた「自宅療養等応援パック」を自宅へお届けしています。また、保健所による日々の健康観察として、高齢者や基礎疾患のある方など、リスクの高い方から順に毎日電話を入れ、体調や呼吸状態などの悪化がないかを確認しています。呼吸困難感などの症状が出てきた場合には、速やかに医療機関につなげています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症発生下での災害対策については、避難所における「密」を回避するため、風水害時でも、避難状況によっては地震時に開設する避難所も活用するほか、指定避難所以外の約80か所の公共施設や協会加盟のホテルも使用するなどにより、避難スペースを確保できるようにしています。また、指定避難所には感染症対策として、間仕切りや段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液などの衛生用品を配備しています。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（市民生活部市民人権総務課・戸籍住民課）（各区役所企画総務課）（ＩＣＴイノベーション推進室）（財政局税務部市税事務所市民税課）（教育委員会事務局総務部教育政策課）</p> <p>本市における市民サービスの向上や区役所機能強化のための取組について、以下のとおり回答いたします。</p> <p>（1）利用者が来庁することなく申請等を行える行政手続きのオンライン化については、複数存在するオンライン化の阻害要因を、一つずつ取り除くことが必要であることから、阻害要因の解消に取り組み、着実にオンライン化を推進します。</p> <p>（2）市民税の中でも、法人市民税や事業所からの特別徴収に関する手続は、エルタックスを利用したオンライン申請が可能になっていますが、個人市民税については、本人確認が必要な手續も多く、現在はオンライン化できていない状況です。</p> <p>今後、他市の状況も参考にしながら、検討を進めます。</p> <p>（3）総合窓口など、窓口のワンストップサービスは、市民サービスの向上や事務の効率性の観点から、重要な取組の一つであると認識しています。これまで、子育てワンストップ窓口の機能を有する子育て支援課を設置して、子育てに関する情報や、申請に係る窓口を一元化してきました。</p> <p>今後も、ＩＣＴの活用を含め、市民の利便性向上につながる取組を進めます。</p> <p>（4）本市では、区役所を利用する市民の利便性を高める方策のひとつとして、西区役所の市民課窓口業務について民間委託を実施しています。現在は、情報通信技術の著しい発達により、ＡＩをはじめとするこれまでにない多様なサービス形態を選択することが可能となっています。これらの選択肢の中からより効果の高いものを導入すべく、検討を進めます。</p> <p>（5）区民評議会の活動を多くの市民に知っていただくことを目的として、会議録を公開するだけでなく、「諮問内容」から「答申等における意見」、また「意見等を反映して実施する事業」や「期待する効果」などを分かりやすく整理したツリー図を作成し、ホームページ等で公表するなど、積極的に議論内容の周知等に取り組んでいます。</p> <p>なお、区民評議会については、令和元年度に総括を行い、課題を踏まえて、区民評議会に代わる新しい制度として、区民の参画と区長の政策立案を支える仕組みである「区政策会議」の創設に向けて取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
(6) 本市では平成27年度から区教育・健全育成会議を設置し、学校教育を取り巻く環境の整備を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図ってきました。	<p>令和元年度に、これまでに至る成果や課題を整理し、今後の方向性を検討するため総括を行いました。区教育・健全育成会議では多くの提言が示され、子どもの教育や健全育成に資する提言が蓄積されましたが、各区の審議内容や取組が類似しており、審議会を各区に設置する必要性が見出しつぶくなっていることから、令和2年4月1日に堺市区教育・健全育成会議条例を廃止しました。</p> <p>なお、今後の方向性を考えるため、各区と協力してこれまでの成果等の総括や、令和元年度までの各区の取組は、広く市民にも公表しており、堺市教育委員会ホームページの堺市区教育・健全育成会議のページから確認可能です。</p>		

第15項（男女共同参画推進部男女共同参画センター・生涯学習課）

堺自由の泉大学では、令和3年度からオンラインを活用した講座も開催し、多様なライフスタイルを持つ市民等が受講しやすいよう取組を進めます。

また、多文化共生や異文化理解を含む人権学習等の生涯学習については、より効果的な支援を行うことができるよう、関係部局と連携し、ＩＣＴを活用した学習機会の提供などに一層取り組みます。

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（長寿社会部介護事業者課）						
<p>介護現場のハラスメント対策については、介護サービス事業所・施設において、介護サービスを維持するうえで欠かすことはできないものです。介護職員への利用者やその家族からのハラスメントについては、介護職員がハラスメントにより体調を崩し、業務に支障を来している場合もあり、重く受け止める必要があると考えています。</p> <p>よって、介護事業者課において、毎年、介護サービス事業所・施設に対して実施している集団指導の項目に、ハラスメントに関するこことを追加し、介護サービス事業所・施設の管理者に対し、職場全体でこの問題を取り組むことができるよう体制づくりの支援を行います。</p> <p>また、市ホームページに相談窓口を掲載し、当該職員の精神的な負担の解消につなげていきます。</p> <p>なお、介護事業所内での介護職員へのパワーハラスメントなどについては、当該職員からの相談があれば、労働相談窓口などを紹介しています。</p>						
第17項（健康部健康医療推進課・保健所保健医療課・感染症対策課）						
<p>本市といたしましては、限られた医療・検査資源を効果的に投入し、症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>本市のPCR検査等の実施体制については、これまでの帰国者・接触者外来の増設に加え、新たに地域外来・検査センターを設置し、さらに堺市医師会や医療機関の協力のもと設置した発熱外来において検査実施体制を確保しています。</p> <p>今後も検査スキームや検査対象について、国の動向を注視していくので、ご理解をお願いします。</p> <p>ワクチンの接種場所については、身近な医療機関において接種していただけるような体制づくりに向けて、準備しているところです。</p> <p>本市では、地域保健法に基づき、地域保健における広域的、専門的技術的拠点である保健所と、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点である各保健センターとの連携体制により、効率的かつ効果的に市民の健康の保持増進を図っています。</p> <p>また、公益財団法人堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営しており、同センターにおいて、夜間及び休日における子どもの急病に対する初期救急診療を行っています。手術や入院を必要とする二次救急医療についても、市内の救急病院の協力のもと、24時間受け入れできる体制を確保しています。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第18項（長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>高齢者や障害者の生活を支える上で介護事業所及び障害福祉サービス等事業所は欠かせないものであることから感染防止対策として、マスク、手指消毒用エタノールを配布するとともに、クラスターなどの緊急時に備え、市備蓄分としてフェイスシールドや防護服等を確保しています。</p> <p>また、介護施設や障害者入所施設、グループホームなどの入所系施設を対象に、感染防止にかかる基礎知識やゾーニングの考え方、防護服や手袋などの着脱方法などの研修を行い、感染症に対する対応力の向上を図っています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症に関する国や大阪府からの通知等を本市ホームページ等を活用し事業所に周知を図っています。</p> <p>介護事業所等に対する補助としては、利用者の自粛等により給付費収入が減少した介護・障害者・障害児の通所サービス事業所や訪問系サービス等を実施する事業所を対象に、事業継続のための支援金を支給しています。</p> <p>また、介護施設や障害者支援施設等で感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、介護施設に対しては簡易陰圧装置、換気設備の設置及び多床室の個室化に係る経費、障害者支援施設等に対しては簡易陰圧装置の設置に係る経費について補助を行っています。</p> <p>さらに、障害福祉分野の就労系サービス事業所がテレワーク等を導入するためにかかる経費や生産活動の再起に向けて必要となる費用等に対しても補助を行っています。</p> <p>そのほか、介護事業所及び障害福祉サービス等事業所で、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等に事業所が、感染リスクを抑えつつ、サービスを継続して実施できるよう、通常の介護サービスの提供時には想定されない、かかり増し経費等に対して補助を行っています。</p>						
<p>第19項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」については、手話を言語として位置づけ、市民に対する手話への理解促進や普及を図り、手話だけでなく障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することを目的として、平成29年4月から施行しています。</p> <p>条例の理念を実現するに当たり、「施策の推進方針」に基づく実効性のある取組を進めいくため、条例第9条に規定するとおり障害当事者や有識者などからご意見を聞きながら、障害者のコミュニケーション支援のための施策を進めています。</p> <p>具体的な施策としては、市長定例会見における手話通訳者の配置、市内全7区における市民向け手話講座、障害者週間にあわせた条例啓発イベント及び本市職員向け研修等を行っています。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第20項（健康部保健所感染症対策課）						
大阪府内において、新型コロナウイルス感染症に係る病床及び宿泊施設の確保は、大阪府が一元的に行っていきます。						
病床の確保については、大阪府において「新型コロナウイルス感染症にかかる病床確保計画」に基づき取組が進められています。						
宿泊施設の確保についても、重症者等に対する十分な医療提供体制を確保するため、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル」に基づき、取組が進められています。						
本市といたしましては、医師会等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、大阪府と協力して新型コロナウイルス感染症に対応していきます。						

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第21項（子ども青少年育成部子ども企画課）						
<p>本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進してきました。</p> <p>令和2年度からは「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を新たに策定し、さまざまな分野にわたる取組を進めています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に関連した児童のケアについては、外出自粛の長期化に伴う子どもや保護者への相談対応などの取組を実施しています。</p> <p>今後も、限られた財源の中、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れのない子育て支援の効果的な推進を図ります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	文化観光局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第22項（文化観光局文化部世界遺産課）						
<p>世界遺産百舌鳥・古市古墳群の情報に関しては、市のホームページで古墳群や各古墳の情報を掲載しているほか、スマートフォン向けアプリ「百舌鳥古墳群周遊ナビ」で古墳群の周遊情報提供しています。また、昨年12月には、大阪府・羽曳野市・藤井寺市と連携し、更に大阪府内の古墳がある自治体にもご協力をいただき、「おおさか古墳サミット」を開催し、その模様をオンライン中継し、編集後の動画を配信しています。引き続き、ICTを活用した世界遺産百舌鳥・古市古墳群の情報発信を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（環境事業部環境事業管理課）						
<p>「第3次堺市一般廃棄物処理基本計画」については、堺市ホームページへの掲載、市政情報センター及び区役所情報コーナーでの配架を行っています。なお、現在改定作業中であり、改定版を公表する際には、市民等にわかりやすい概要版冊子を合わせて作成し、堺市ホームページ、ツイッター、分別アプリ等の電子媒体での周知、市政情報センター及び区役所情報コーナーでの配架など様々な媒体を活用し、情報発信を行います。</p>						
第24項（環境保全部環境共生課）						
<p>本市におきましては、アスベストに関する正しい知識の普及・啓発として、市民・事業者等を対象に研修会や講演会を開催しています。</p> <p>今年度は、建築物の所有者や解体等工事に携わる事業者等を対象として、令和3年1月26日にアスベスト研修会を開催する予定で準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止させていただきました。</p> <p>研修会中止に伴う対応としましては、研修資料を市ホームページ上に掲載し、法令改正も含めて周知しています。</p> <p>今後も、市民・事業者等を対象に研修会や講演会を開催し、アスベストに関する正しい知識の普及・啓発を進めます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第25項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>本市では、堺商工会議所への委託により、小規模事業者を対象とした相談業務を実施しており、新型コロナウイルス感染症に関する相談や支援情報の提供、必要に応じて個別企業診断も実施しています。また、本市窓口や堺市産業振興センター、さかい新事業創造センター等においても、各支援機関と連携を図りながら各種相談支援を実施しています。</p> <p>市内中小事業者の金融関連支援としては、大阪信用保証協会を保証機関とする大阪府制度融資や堺市産業振興センターを保証機関とする融資を設けるなど、多様な金融支援を行っています。</p> <p>また、コロナ禍の中、市内中小事業者においては、売り上げの減少など厳しい経営環境にあることから、国が推進している民間金融機関での「無利子・無担保融資」の申し込みに必要な認定書の発行をスピーディに行ってますが、今後も市内中小事業者に寄り添った金融支援に努めます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第26項（都市計画部都市計画課・交通部交通政策課）						
<p>「堺グランドデザイン2040」にお示しした将来像の実現に向けて、今後、都市計画マスター・プランや、各エリア・関連分野における計画を策定し、取組の具体化を進めます。</p> <p>各計画の策定にあたっては、パブリックコメントなどにより市民の皆さんのご意見をお伺いしながら進めていきます。</p> <p>東西交通についても、「堺グランドデザイン2040」で示した将来像の実現に向け、民間活力を誘引・連携しながら、堺駅・堺旧港エリアや堺東エリアでの拠点形成とあわせて、エリアをつなぐ「新たな交通システム」の取組を進めています。</p>						
第27項（交通部公共交通課）						
<p>本市では鉄道駅舎の安全性向上のため、ホームでの接触・転落事故防止に最も有効である可動式ホーム柵に対して補助要綱を制定し、鉄道事業者による整備を促進しています。</p> <p>これまででも、すべての人が利用する駅舎の安全性向上のため、南海電鉄株式会社に対して駅へ可動式ホーム柵の整備について要望しており、今後も継続して働きかけます。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第28項（ニュータウン地域再生室）						
<p>本市では、以下のとおり、特に三原台校区の住民の皆様に対し、説明を行っています。</p> <p>平成29年7月から、堺市、大阪府、近畿大学とともに「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」として、健康長寿の取組、近畿大学医学部等の開設効果、安全な交通環境の確保、公園及び緑道再整備案、近畿大学医学部等配置検討図案などについて、三原台校区の自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校、また校区全体の住民や全市民を対象として、これまで合計38回にわたり説明会を重ねてきました。</p> <p>特に三原台校区については、平成30年11月、府営三原台第1住宅の方も含め約480人の参加をいただいた校区全体説明会を行いました。加えて、後日、校区全域の約5,400戸全戸に説明会資料を配布するとともに、質問票を同封し、住民からいただいたご質問等についても同年12月に個別にご回答いたしました。</p> <p>近畿大学においては、「近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事」に関連する堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく説明会を令和2年9月25日から27日までの3日間に合計1回開催するとともに、住民からいただいた質問については、回答集として三原台全域をはじめとする対象地域約5,700戸に全戸配布したほか同工事の附属自動車庫に関する建築基準法第48条第15項の規定による公聴会を同年11月1日に開催するなど、説明を重ねてきました。</p> <p>本市といたしましては、今後とも引き続き、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンの実現に寄与する近畿大学医学部等の開設に向けた取組を地域住民の意見を十分に聞きながら進めてまいります。</p>						
第29項（公園緑地部公園監理課）						
<p>本市では、安全・安心・快適な公園づくりを進めており、公園を整備する際などは、バリアフリーの視点を取り入れた施設整備を行っております。</p> <p>昨年東京都で日本初となるインクルーシブ公園の取組みが行われており、このような先進事例についても注視してまいります。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第30項（教職員人事部教職員企画課）						
<p>本市教職員の主なメンタルヘルス対策としては、自らのストレスへの気づきを促しメンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェック、メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療につなげるための精神科医によるメンタルヘルス相談、精神疾患による休職後に復職した教職員にフォローアップを行うことによる復職支援を実施しています。</p> <p>今後も複合的な支援対策により、教職員のメンタルヘルスの保持増進に努めます。</p>						
第31項（学校管理部保健給食課）						
<p>学校給食に要する経費の内、食材料費については学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食の無償化は、国の財源が伴わず市の単費であり、教育環境の充実を図っている中、限りある財源において給食費の無償化を行うことは困難でありますので、ご理解ください。</p>						
第32項（中央図書館総務課）						
<p>令和2年7月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定しました。現行サービスの拡充や重点項目に取り組むとともに、今後は市長部局との連携のもと、中央図書館の再整備の具体化に向けて取り組みます。</p>						
第33項（学校教育部生徒指導課）						
<p>家庭・地域・関係機関と連携して、学校での組織的な対応を通して、いじめや不登校などの未然防止に努めるとともに、認め合い、支え合い、学び合う集団をつくり、規範意識の醸成と静謐な教育環境づくりに取り組んでいます。</p>						
第34項（学校管理部保健給食課）						
<p>本市の学校給食は、学校給食法に規定されている学校給食実施基準に基づき、栄養バランスのとれた食事内容とし、成長期にある児童生徒の健康の保持増進を図ることができるよう献立を作成しています。</p> <p>また、安全でおいしく食べられるように調理し、献立は主食、副食（主菜、副菜）という料理の分類を基本とし、多様な食品を組み合わせています。</p> <p>あわせて、給食時間においては全員が給食前に手洗いを行い、会話を控え自席で前を向いて喫食するなどの感染症予防対策を講じています。</p>						

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第35項（学校教育部学校指導課・学校管理部教育環境整備推進室）</p> <p>本市では、施設一体型、分離型のいずれにおいても、各中学校区において義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」を共有し、小中一貫教育の推進に努めています。</p> <p>また、学校規模として11学級以下（支援学級を除く）の小学校については、児童数の推移などを勘案しながら、すべての学年でクラス替えが可能となるよう、再編整備を進めます。</p>						

番 号	陳情第5号	所管局	健康福祉局			
件 名	禁煙支援施策について					
(健康部健康医療推進課)						
<p>ご意見のとおり、喫煙と受動喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患等に共通した主要なリスク要因であり、禁煙することによる健康改善効果についても明らかにされていることから、禁煙は、健康増進における改善策であると考えます。</p> <p>本市においても、各種の健（検）診時や妊娠届出時、乳幼児健診時等の保健指導、健康教育、健康相談などの保健事業の場で、禁煙の助言や情報提供を行っています。受動喫煙防止については、令和2年4月1日に健康増進法が全面施行されたことから、施設の管理権原者や喫煙者に対して、望まない受動喫煙の防止に向けた周知啓発を行っています。</p> <p>禁煙治療については、2006年から健康保険が適用されるようになり、喫煙本数や喫煙年数に関係なく、貼り薬や飲み薬を使って、ご自身で禁煙に取り組むよりもずっと楽に、そして確実に禁煙できるようになっています。平成29年に実施した「堺市健康づくりに関するアンケート調査」によると、喫煙者の約半数は、身近に禁煙治療が受けられる医療機関があることを知らない状況です。</p> <p>治療費の助成をする前に、まずは禁煙治療を理解し、利用していただく必要があると考え、堺市医師会の協力を得て、禁煙治療が可能な医療機関情報の提供等を行い、禁煙治療の周知に努めています。</p> <p>今後とも、禁煙に取り組む市民が増えるよう、新しく保険適用となったアプリの活用等も含め、より効果的な施策について研究していくので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局			
件 名	感染症対策について					
第1項（1）（長寿社会部介護事業者課）（健康部保健所感染症対策課）						
<p>医療機関への財政支援については、独立行政法人福祉医療機構が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設向けの優遇融資を実施しており、医師会等を通じて、周知を図っています。</p> <p>なお、感染症拡大により減収などの影響を受けた市内の事業者全般に対しては、国、府及び市の支援情報をホームページ等で発信するとともに、金融支援策等による事業継続支援に努めています。</p> <p>感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスにおいて、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要があると考えています。</p> <p>介護事業所や障害福祉サービス事業所への衛生用品等の支援としては、感染拡大の防止やサービス提供の継続のため、マスク、手指消毒用エタノールを配布するとともに、クラスターなどの緊急時に備え、市備蓄分としてフェイスシールドや防護服等を確保しています。</p> <p>さらに、利用者の自粛等により給付費収入が減少した介護・障害者・障害児の通所サービス事業所や訪問系サービス等を実施する事業所を対象に、事業継続のための支援金を支給しています。</p> <p>そのほか、介護施設や障害者支援施設等で感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、介護施設に対しては簡易陰圧装置、換気設備の設置及び多床室の個室化に係る経費、障害者支援施設等に対しては簡易陰圧装置の設置に係る経費について補助を行っています。</p> <p>また、新型コロナウイルスに感染した利用者や職員がおられる事業所や濃厚接触者に対応した事業所、通所系サービスで自主的に訪問等サービスを提供した事業所、自主的に休業した事業所との連携に係るかかり増し経費における助成事業である介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業を行っています。</p> <p>なお、大阪府において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、介護事業所等が、感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要となる物品や研修等に係るかかり増し費用に対する支援を行っています。</p>						
第1項（2）（健康部保健所感染症対策課）						
<p>医療用物資については、第一義的には各医療機関が自ら確保するものであると考えていますが、今後の感染状況によっては、必要量を確保できない事態も想定されるため、市内医療機関が市民に対して適切な医療を提供できるよう、本市において医療用物資を一定量確保します。</p> <p>なお、各医療機関における医療用物資の在庫状況については国システム「G-MIS」を用いて把握しており、在庫状況がひっ迫している医療機関に対しては、適切に物資支援を実施しています。</p>						

番 号	陳情第6号	所管局	健康福祉局			
件 名	感染症対策について					
第2項（1）（2）（健康部保健所感染症対策課）						
本市といたしましては、限られた医療・検査資源を効果的に投入し、症状のある方や濃厚接觸者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。						
なお、本市のPCR検査等の実施体制については、これまでの帰国者・接触者外来の増設に加え、新たに地域外来・検査センターを設置し、さらに堺市医師会や医療機関の協力のもと設置した発熱外来において検査実施体制を確保しています。						
また、国通知に基づき、高齢者施設等における感染拡大を防止するため、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、集中的に検査を実施する体制を整備していきます。						
今後も検査スキームや検査対象について、国の動向を注視していきますので、ご理解をお願いします。						

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第1項（交通部公共交通課）						
<p>本市では、これまですべての人がご利用しやすいよう堺市バス利用促進等総合対策事業補助制度によりノンステップバスの導入など安全性、利便性の向上に取り組んでいます。</p> <p>バス路線の新設など運行に関することは経営面などから事業者の判断において行われるものと考えており、南海バス株式会社にお伝えしたところ次の回答がありました。</p> <p>「現在運行している「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」のバス路線のルートを「途中で鳳駅前を経由する」または「起終点を津久野駅前から鳳駅前に変更する」ことも考えられますが、いずれの場合も現在ご利用いただいているお客様への影響が大きく、かつこれに見合うだけの事業性・採算性が不透明であることから、路線の変更は難しい。」</p> <p>市としましては、今後とも事業者と連携してより良い市民の移動手段の維持確保に努めます。</p>						
第2項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の市民の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の主旨を踏まえ利便性の良い、おでかけ応援制度の運用に努めます。</p> <p>なお、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討していくたいと考えております。</p> <p>また、妊婦の方については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」制度の対象とすることは考えておりません。</p>						

番 号	陳情第7号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第3項（交通部公共交通課）						
<p>バスの乗り継ぎ制度について、南海バス株式会社に確認したところ、「当社路線バスにおける直通乗継制度は、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用されているお客様の負担が増えないように導入したもので。現在、当該制度が残っている以外の路線にそのような経緯は無く、また仮に導入したとしても、減収分を補う原資がないことで営業収支の悪化が見込まれるため検討はいたしかねます。」とのことでした。</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としていますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第8号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	教育環境の整備について					
第1項、第2項（学校管理部施設課）						
本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しています。また、中学校の理科室、美術室、調理室については、令和3年夏に供用開始の予定で整備を進めています。小学校の理科室、家庭科室についても、令和4年夏の供用開始に向け、設置の計画をしています。						

番 号	陳情第9号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	障害児施策の充実について					
第1項（学校教育部支援教育課）						
今後の本市における支援学校を含む特別支援教育の方向性については、国や府の動向、特別支援教育における府と市の役割分担を踏まえ、引き続き検討します。						
第2項（学校教育部支援教育課）						
国や他市の動向を注視しながら、今後も在籍数及び学級数等に配慮し、よりよい教育環境の整備について、関係課とも連携し研究していきます。						
第3項（学校教育部支援教育課）						
府立支援学校高等部の通学区域割は、大阪府教育庁から示されるものです。本市から府立支援学校高等部に通う生徒の状況をふまえ、堺市在住の在籍生徒の通学時間が少しでも短くなるよう、府教育庁に対し府立支援学校高等部の通学区域割の検討を要望しています。						
第4項（学校教育部支援教育課）						
市独自の加配教員の配置については難しい状況です。介助員配置の充実を含め、今後も支援学級の学級運営を支援していきます。						
第5項（学校教育部支援教育課）						
現在、小学校に26教室、中学校に5教室の通級指導教室を設置しています。通級指導教室の利用状況に応じて、教室の増設を含め、通級による指導の充実を図ります。						
第6項（学校教育部支援教育課）						
介助員配置については、各学校の状況に応じて、支援教育サポーターや合理的配慮協力員等の配置も含め、障害のある児童生徒への支援につながるよう検討します。なお、介助員の研修等の機会は年2回設けていますが、今後も研修内容の充実に努めます。						

番 号	陳情第10号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	公立幼稚園について					
第1項（学校管理部教育環境整備推進室・教育センター能力開発課）						
令和2年第5回市議会（定例会）において可決された「堺市立学校設置条例の一部を改正する条例」に付された付帯決議については、決議事項を真摯に受け止め、堺市幼児教育基本方針（改定版）に基づき、すべての幼児に対する幼児教育の一層の充実を図ります。						
第2項（学校管理部教育環境整備推進室・教育センター能力開発課）						
令和2年度の組織改正により、教育センターに幼児教育センター機能を備え、公民すべての保育者を対象とする研修の実施や、教育・保育施設に対する助言・相談等に取り組んでおり、その充実に向け、効果的な事業内容について研究・検討しています。また、堺市幼児教育基本方針（改定版）に基づき存置する4園で、研究実践園として取り組む内容について園と調整を行っています。						

番 号	陳情第11号	所管局	教育委員会事務局
件 名	少人数学級について		
第1項、第2項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部施設課）	<p>本市では現在、小学校において「少人数学級編制加配教員」及び「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校2年において35人以下、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員の確保や、教室の確保など、様々な課題があると認識しており、国の動向を注視しながら本市の状況に則して検討していきます。また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望していきます。</p>		

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>これまでに、マスク等、入手困難な衛生用品等については、市が中心となり確保に努めてきました。今後も、供給状況を見ながら、衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めるとともに、国の2次補正に基づき実施する大阪府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金等を財源とした感染拡大防止対策等にも取り組みます。なお、今回の補助金等を財源とした事業の実施については各事業者がこれまでの受取数量や備蓄状況等も踏まえ、必要な物資の購入を行います。</p>						
第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>緊急事態宣言下において、のびのびルーム等で従事し、その後も感染リスクのある中、引き続き業務に従事している方を対象に、感謝の意を表し、1人当たり2万円のQUOカードを支給いたします。</p>						
<p>指導員への慰労については、現在のところ予定していません。</p>						
第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>待機児童解消のため、活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めています。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の児童が別室にて休ませることができる場所につきましては、各学校に配慮をお願いしています。</p>						
第2項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1名を放課後児童支援員としています。なお、国では参考基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体の判断で1人とすることも可としていますが、本市では2人としています。</p>						
第2項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>感染症対策については、のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で実施していることに鑑み、学校に準じた取組を行っています。</p>						
<p>なお、緊急事態宣言発出期間中については、感染拡大防止を最優先に児童が至近距離で向かい合わせとなる活動を一部自粛しています。</p>						

番 号	陳情第12号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>事業者変更に伴う保護者説明会については、感染症対策に十分に配慮するため、各校ごとに開催する予定でしたが、緊急事態宣言発出期間中のため、延期も含め、開催方法について、現在検討中です。</p>						
第3項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策等事業をさらに充実し、利用者にとってより良いものとするため、公募型プロポーザル方式により、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>また、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、指導員の継続雇用等についても新事業者に配慮を依頼しています。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めています。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。また、放課後の施策が利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、今後の進め方についても検討を行います。</p>						

番 号	陳情第13号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>市はこれまでに感染症対策として、各事業者からの意見も聞きながら、非接触型体温計を各ルームに1台購入したほか、大人用マスク約280,000枚、子ども用マスク約96,000枚、手指消毒用アルコール約1,000L、消毒用使い捨て手袋約270,000枚、使い捨てふきん約260,000枚、手洗い用の濃縮液体石鹼約150L、アイソレーションガウン約6,900枚を、児童数に応じて各ルームへ配布を行いました。</p>						
第1項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、広く活動場所を使えるよう学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めています。なお、放課後児童対策等事業の実施における感染症対策については、本事業を学校内で行っていることから、学校に準じた取組を行っています。手洗い場所等の施設整備については、状況を確認し、必要に応じて対応します。保護者が安心して利用できるよう、今後も計画的かつ継続的に環境整備に努めます。</p>						
<p>必要な指導員の配置については、国では参照基準として指導員の配置は支援の単位ごとに各地方自治体の判断で1人とすることも可としていますが、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに2人としています。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p>						
<p>そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めています。</p>						
<p>なお、事業実施に必須である、放課後児童支援員を養成するため大阪府が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の受講ができるよう、本市としても計画的に受講枠の確保に努めています。この研修の受講により、放課後児童支援員の目的や制度の内容、子どもの発達などの基礎知識、子どもの生活や遊びの支援、安全対策など必要な知識・技能の習得を図っています。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームの専用教室内のエアコンについては、運営事業者による点検と専門業者による簡易点検を毎年度2回行っています。また、設置年数を考慮した上で、順次更新とともに、緊急の場合は必要に応じて対応しています。</p>						

番 号	陳情第13号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
施設整備については、状況を確認し、必要に応じて対応します。						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
子どもたちが安全・安心に過ごせるように間食の提供については、各運営事業者に対し、栄養面に配慮しつつ賞味期限を守り、生菓子などの傷みやすいものや児童がのどに詰めやすいものなどは避け、個別包装による乾燥菓子など傷みにくいものとするなど、食中毒等が発生しないように細心の注意を行うよう仕様書に明記するとともに、履行状況の確認を行っています。						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しています。						
公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定することにより、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価してよりすぐれた運営事業者を選定することが、児童にとってより良い事業運営の実施に寄与できるものと考えています。						
なお、委託契約においては、単年度での契約が原則となっておりますが、本事業では、事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。						
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
感染症対策や自然災害に対しては、「放課後児童対策等事業安全管理の手引き」を作成し、各運営事業者と共に理解の上対応しています。これまでの経験を踏まえ、各運営事業者の意見も参考に、的確な対応がとれるようさらに研究をしていきます。						
また、各運営事業者に対する評価として、現在、保護者が回答したアンケート結果を公開しています。いただいたご意見等につきましては、今後のよりよいルーム運営を実施するための参考とし、改善に努めています。						

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>これまでに、マスク等、入手困難な衛生用品等については、市が中心となり確保に努めてきました。今後も、供給状況を見ながら、衛生管理に必要な物資の購入等、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p>						
第1項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で行っていることに鑑み、感染症対策については学校に準じてこまめな手洗いやマスクの着用を児童・指導員ともに行っています。加えて児童が触れる機会の多い箇所の消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保等の取組も行っています。</p>						
<p>また、活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図っていきます。</p>						
<p>施設、設備の更新については、計画的かつ継続的に環境整備に努めています。</p>						
第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>来年度の共用教室については、学校における来年度の教室配置の状況を踏まえ、現在学校と協議しているところです。</p>						
第2項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>共用教室は、学校が当該教室の本来の用途で使用することを前提としつつ、放課後の時間帯に専らのびのびルームの用途で使用するものであり、学校の使用に支障のない範囲で施設及び設備の整備に努めているものです。</p>						
<p>学校の教育活動、クラブ活動や委員会活動などの特別活動などにより、高学年等が教室を使用する際には使用できない場合があり、その場合、学校と協議の上、別の活動場所を使用できるよう調整しています。</p>						
第2項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>共用教室の配置については、校舎内の移動も考慮し、状況に応じて学校とも協議した上で定めています。また、運営については、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）を配置しています。</p>						

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
令和2年度の百舌鳥小学校のびのびルームの利用登録者数は4月200人、5月200人、6月200人、7月195人、8月194人、9月182人、10月171人、11月164人、12月161人、1月159人、2月156人です。						
令和2年度の百舌鳥小学校放課後ルームの利用登録者数は4月74人、5月71人、6月70人、7月65人、8月59人、9月53人、10月47人、11月41人、12月40人、1月39人、2月38人です。						
いずれも4～9月については休室児童数も含みます。						
第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
来年度の利用申込者数については、2月5日現在、利用申込書の処理作業中であるため、お答えすることができません。						
第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
放課後児童対策等事業では、専用教室の他、放課後に活動できる共用教室を確保することにより、より多くの児童が利用できるよう努めています。						
第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
令和2年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける基本配置数は4～7月と9月は10人、8月と10～1月は8人となっています。						
配慮を要する児童への対応等のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）の必要認定数は各月とも7人となっています。						

番 号	陳情第14号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第4項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
令和2年度の百舌鳥小学校のびのびルームの8月以降、基本配置指導員数が不足している日はありません。						
また、月別の開設日数及び加配指導員の必要認定数に対しての配置不足日数については次のとおりです。						
令和2年8月の開設日数は25日、必要認定数に対して不足していた日数は14日、うち1名不足が2日、2名不足が7日、3名不足が3日、4名不足が1日、5名不足が1日です。						
令和2年9月の開設日数は24日、必要認定数に対して不足していた日数は18日、うち1名不足が9日、2名不足が7日、3名不足が1日、6名不足が1日です。						
令和2年10月の開設日数は27日、必要認定数に対して不足していた日数は2日、うち1名不足が1日、2名不足が1日です。						
令和2年11月の開設日数は23日、必要認定数に対して不足していた日数は5日、うち1名不足が3日、2名不足が1日、4名不足が1日です。						
令和2年12月の開設日数は24日、必要認定数に対して不足していた日数は6日、うち1名不足が3日、2名不足が1日、3名不足が2日です。						
令和3年1月の開設日数は23日、必要認定数に対して不足していた日数は4日、うち1名不足が3日、3名不足が1日です。						
第4項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
指導員の確保については、本事業の業務仕様書及び企画提案に基づき、運営事業者が必要な人員を確保することとなっていますが、本市としましてもホームページにおいて、運営事業者の指導員等の募集の記事等を掲載しています。						
引き続き、指導員確保のため、様々な対策を検討します。						
第4項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。						
そのような中、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めています。						

番 号	陳情第15号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づき市の事業として実施しており、運営事業者の選定においては、公募型プロポーザル方式により、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査して決定を行っています。</p>						
<p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮を依頼しています。</p>						
<p>委託契約の契約期間は、単年度での契約が原則となっていますが、本事業では、運営事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間とされています。</p>						
<p>また、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施しています。令和2年10月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、円滑に事業運営できているものと判断しています。</p>						
<p>今後も利用保護者等の意見を聴取し、事業の改善に努めていきます。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、国では参酌基準として各地方自治体で1人とすることも可とされていますが、条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、利用児童数に応じて配置しています。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p>						
<p>そのような中、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう特に各事業者が人件費の確保が行えるよう委託費の確保に努めています。引き続き予算の確保に努めています。</p>						
<p>なお、指導員の方の自転車置き場については、学校の協力のもと指定の位置に駐輪していただいている。のびのびルーム指導員専用の駐輪場の設置は予定しておりません。</p>						

番 号	陳情第15号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、定員40人に対し2人を配置しています。また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法となっています。</p> <p>掃除機等の備品については業務仕様書において運営事業者が用意することとなっており、引き続き必要な備品が揃えることができるよう、委託に必要な予算の確保に努めています。</p> <p>施設、設備の更新については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。なお、専用教室及び共用教室の床の改修については平成30年度に13校、令和元年度に10校、令和2年度は現時点において3校の改修を実施しました。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>緊急時のAEDの使用については、学校と事前に使用方法を確認したうえで学校内に設置しているAEDを使用することとなっています。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>また、急激な収入減少等で負担金の納付が困難な家庭については、個々の事情を判断し、対応しています。</p>						

令和3年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

令和3年3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-20-0101